

いじめ防止等のための基本的な方針



令和4年5月

(改訂版)

浜松市立大平台小学校

1 はじめに

いじめは、被害にあった子供の人としての誇りや尊厳を切り刻む許されざる行為である。いじめに関係した子供それぞれに自覚があろうがなかろうが、その行為は時として命に関わる事態に進展する可能性もある。

「いじめは、どの子にも起こりうる」「どの子も被害者にも加害者にもなり得る」「いじめは見えにくいもの、発見されにくいもの」である。本校では、これらのキーワードを元に、これまでもいじめの未然防止・早期発見・早期対応に向け様々な取り組みが成されてきているが、平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」を受け、それらの取り組みを体系的にまとめ、計画的に実践するための基盤として本校の「いじめ防止等のための基本的な方針」をここに示す。

この方針に沿っていじめ防止等に取り組むことにより、本校においてより一層の質の高い教育活動が展開されることを期待している。そして、いじめを含む様々な人間関係上の諸問題に対し、子供と保護者、教職員や地域の方々がそれらに真摯に向き合い、互いに連携・協力して望ましい解決が図られることを期待している。

2 基本的な方向性

子供は人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子供は温かく優しい人間関係の中で伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子供の生活の場に、他者を排除するような雰囲気生まれると、その場は安心な居場所ではなくなり、いじめを発生させる要因にもなりかねない。子供にとって、いじめは健やかな成長を阻むだけでなく、将来に向けた希望を失うなど、深刻な影響を与えるものと受け止める必要がある。

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条では、「いじめ」を次のように定義している。

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であり、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」

(2) いじめの理解・考え方

いじめは、どの子供にも、どこでも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子供が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の秩序がなかつたり閉鎖的だつたりする問題がある。また、「観衆」として

はやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許さない雰囲気生まれるようにする。

いじめについては、すべての子供を対象とした対応が求められる。いじめが起きているとき、被害者が傷ついているだけでなく、加害者も、周囲にいる子供たちも傷ついている。また、加害者と被害者が入れ替わってしまうこともある。いじめが深刻になればなるほど、その解消は難しくなる。そして、集団が荒れている雰囲気をもっているときには、いじめに気付かない場合もある。

そこで、子供たちをいじめに向かわせないための未然防止には、いじめが起こらない心の通い合う温かで優しい人間関係を構築し、全職員が一丸となっていじめをしない子供を育てていかなければならない。

また、いじめはできるだけ早期に発見し、適切に対応することが重要である。家庭や学校や地域が連携し、子供の健やかな成長を見守り、いじめを認知した場合は、協力して一刻も早く解消に向けて取り組んでいく。

3 いじめの防止等のための対策

(1) 組織の設置

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため「いじめ防止対策委員会」を設置し、いじめの現状や指導についての情報交換等を行う。原則として、委員長、副委員長、内部委員の参加により、月に1回開催する。また、外部委員を含めた「拡大いじめ防止対策委員会」は、必要に応じて開催する。

緊急な問題が発生したときには、状況に応じて委員長、副委員長、内部委員に関係職員を加え「いじめ対策委員会」を開催する。さらに重大な事案が発生したときには、外部委員まで含めた「拡大いじめ対策委員会」を開催する。

なお、「いじめ防止対策委員会」への参加メンバーは、以下の表に示す通りである。

職	担当	職務内容
委員長	校長	会議の招集、指導方針の決定、外部委員との連携、外部機関との連絡
副委員長	教頭、主幹教諭	指導方針の助言、外部委員との連携
	いじめ対策コーディネーター	会議の進行、指導方針の立案記録の整理、年間計画の作成 外部委員や市教委との連携
内部委員	生徒指導主任、学年主任、養護教諭、 発達支援、コーディネーター、道徳主任、 外国人指導担当	会議への参加、指導の実施や振り返りいじめ相談の窓口
外部委員 ※必要に応じて	スクールカウンセラー（SC）、PTA役員、 学校運営協議会委員、 スクールソーシャルワーカー（SSW）	会議への参加（臨時召集）、助言

(2) いじめの防止の対策

① 未然防止

- 子供一人一人をよく観察するとともに、日々の対話や日記等の表れによって、深い児童理解を図る。
- 子供の思いや願いに寄り添った指導を心がけ、子供と教職員との信頼関係の構築に努める。
- 子供一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。
- 教員一人一人が分かりやすい授業を心掛け、子供に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育て、自尊感情を育むことができるように努める。
- 子供の心の声や悩みを受け止め、全職員で問題解決や悩みの解消を行う。
- 道徳の時間には命の大切さについての指導をおこない、「心の日」を利用して思いやりや感謝の心、周囲の思いや願いに応えようとする心情を高めるようにする。
- 「いじめは絶対に許されないことである」という認識を子供がもつように、教育活動全体を通して指導し、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」としていじめに加担しているのだということを分からせる。

② 早期発見

- 「いじめはどの児童にも起こりうるものである」という基本認識を忘れず、すべての教員が子供の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、子供の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けるように努める。
- 一緒に遊ぶ、言葉を掛ける、悩みを聞くなどを通して児童との信頼関係を築くとともに、一人一人の子供理解を深める。
- 「学校生活アンケート(6月・10月)」や「Q-Uテスト(10月)」を行い、子供の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりを目指す。

4 発見したいじめの対応

(1) 基本的な考え方

いじめに関する発見・通報を受けた場合には、「いじめ初期対応会議」「いじめ対策委員会」で組織的に対応する。いじめとして対応すべき事案か否かの判断のために事実関係の把握を行い、被害にあっている子供を守り通すとともに加害の子供に対して毅然とした態度で指導をする。教職員全員の共通理解のもと、保護者や地域の方々の協力を得るとともに、必要に応じて関係機関や専門機関と連携する中で対応していく。

(2) 発見・通報を受けた時の対応

いじめと疑われる行為を発見した場合、その場ですぐにその行為を止め、事情を把握するように努める。また、子供や保護者、地域の方々からの通報や相談があった場合は 真摯に傾聴し、ささいな兆候であっても早い段階から丁寧に関わる。いずれの場合にも被害にあっている子供やいじめを知らせてきた子供の安全確保を優

先し、「いじめ初期対応会議」「いじめ対策委員会」で組織的に関係する子供から事情を聴き取るなどして事実関係の確認を行う。事実関係確認の結果は、浜松市教育委員会へ報告するとともに、早期対応に向けた最も効果的な方法を用いて、被害・加害双方の子供の保護者に事実を報告する。触法性のあるいじめの加害行為については、ためらうことなく入野交番・浜松中央署生活安全課・少年サポートセンター等に相談し、警察署機関と連携して対応する。

(3) いじめられた子供や保護者への支援

事実関係の聴取は子供の自尊感情・プライバシー等に配慮して、公正を期するために複数による聴取を行う。また、保護者の協力を得て、子供の不安の払拭を図り、安全確保を最優先に考えて行動する。「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝え、不安感を取り除いたり、自尊感情を高めたりできるように支援を行う。親しい友達・教職員・家族・地域の方々等と連携し、子供に寄り添う体制をつくり出すよう努めるとともに、必要に応じて加害の子供を別室指導としたり、出席停止にしたりするなどの措置も考えていく。

保護者に対しては、事実関係の判明した状況等について適宜報告し、学校と家庭による協働体制でいじめの早期解消を目指す。いじめを受けた子供や保護者は、学校が加害側を指導すると、「よりひどい状況に陥るのではないか」「報復があるのではないか」という心情になりがちである。いじめの早期対応における学校としての取り組みについて丁寧に説明し、取り組みのねらいと効果等をよく理解していただき、対応にあたる。

(4) いじめた子供や保護者への指導・助言

一定の教育的配慮のもと、いじめたとされる子供からも事実関係の聴取を行う。しかし、自らの行為に自覚がない場合も少なくないので、当該の子供が抱える問題などいじめの背景にも目を向けるほか、保護者の協力を得ながら子供の安心・安全や健全な人格の発達に配慮して事実関係の聴取を行い、自らの行為の責任を自覚するように働きかける。事実関係が判明したら、迅速にその事実を当該の保護者に伝えて理解・納得を得た上、学校と連携して早期解消を目指す取組に協力するよう求める。

最も憂慮すべきことはいじめの継続や再発であり、この点については、学校が組織で対応し、当該の子供の保護者に指導・支援を継続するとともに、保護者の責任においていじめ行為が消失するよう協力を要請する。いじめの加害に至った背景や事情を把握し、当該の子供や保護者の心理的な孤立感や疎外感が生じないように配慮しつつ、いじめの行為そのものには毅然とした姿勢で対応する。別室指導・出席停止・懲戒といった措置も視野に入れながら当該の子供が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す。なお、いじめの背景的に心理的・福祉的な要因が感じられた場合には、保護者の理解を得た上で必要に応じて外部の専門機関と情報共有し、いじめの加害の背景の改善を目指すものとする。

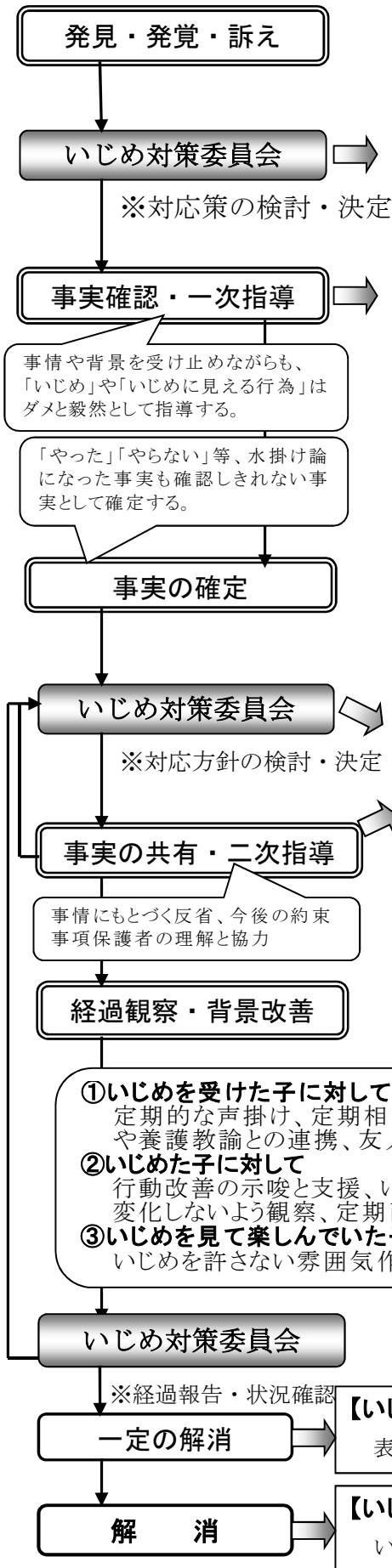
(5) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめの行為そのものに関係していなくても、その事実を見たり聞いたりしていたと考えられる子供には、事案に応じて最も適切な方法（個別の聞き取り、記述式調査、等）で事実関係の聴取を行う。いじめに同調する態度や、いじめの行為を誰かに知らせない姿勢は、いじめに加担したことと同じであることを理解させ、いじめの未然防止や早期解消にとっては、望ましい人間関係の構築や健全な集団作り等が最も大切であることを訴える。すべての子供が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係が構築できるような集団を目指すよう、「いじめ対策委員会」で組織的に手段全体の経過観察と継続的指導に努める。

(6) ネットのいじめへの対応

いじめ行為に、ネット上の不適切な書き込みが含まれる場合は、書き込んだ子供の特定を早急に行い、ネット環境を提供した保護者の責任において書き込みを削除するよう要請する。書き込み主の特定に時間がかかったり、不特定多数の者からの書き込みがあつたりする場合は、被害の拡大を避けるために教育委員会と連携してプロバイダに削除要請を行う。また、犯罪性のある書き込み等については、浜松中央警察署生活安全課に通報し、適切な援助を求める。パスワード付きのサイトや SNS を利用したいじめについては、大人の目に触れにくく発見も困難なため、情報モラル教育を通じた未然防止に注力するとともに保護者への協力を求める。

(7) いじめに関する対応



【組織的な対応】
 いじめを発見したり、通報を受けたりした教職員は、一人で抱え込まずに、直ちに「いじめ対策委員会」に報告する。
 「いじめ対策委員会」では最も効果の高い組織的な対応を検討する。

【立場に応じた事実確認】

- ① いじめを受けている子
- ② いじめている子
- ③ いじめを見て楽しんでいる子
- ④ いじめを傍観している子

※立場の違う者どうしを同席させての事実確認は行わない。

【事情を聞く時のポイント】

- ①いじめを受けている子
 心情を受け止め、励まし勇気付ける、訴え出る勇気が再発を防ぐ。
- ②いじめている子
 相手の立場に立った考え方をさせる中で事実確認を行う。
- ③いじめを見て楽しんでいる子+④いじめを傍観している子
 当事者意識を持たせる。当事者外からの客観的な事実をつかむ。

【確認すべき内容】～具体的事実の確認と心情面の理解～
 「いつ」、「どこで」、「誰が」、「誰に」、「どんなことを」、「どのくらいの頻度で」、「どんなつもりで」、「どのように受け止めているか」、「今後どうするか」等

【保護者と協働体制で】
 いじめの発見や訴えがあった直後から当事者の子供の保護者にはきちんとした情報提供をする。事実確認の経過や関係する子供の心情を伝えるとともに学校としての指導の見通しを伝えること。

【市教委連絡・他機関連携】
 いじめ行為に触法性がある場合や、いじめの背景に虐待等の福祉要因が認められる場合は、当初から関係機関との連携を視野に入れた指導の流れを考える。
 場合によっては、この段階で、校長(いじめ対策委員長)は、市教委にいじめの事実を報告する。(通常は、定期的な生徒指導報告にて報告する。)

【市教委への報告・連絡・相談】
 管理職は、必ず、市教委へいじめの事実を報告する。

【二次指導のポイント】

- ・最大の課題は、「再発防止」であること。
- ・いじめた子とその保護者が、いじめの事実を認めること。
- ・いじめを受けた子とその保護者が、事後の生活に勇気もてること。
- ・周囲の子供たちが、いじめを許さない心持ちになること。

- ①いじめを受けた子に対して
 定期的な声掛け、定期相談を計画、生活記録に注目、何でもないときの家庭連絡、SCや養護教諭との連携、友人関係の調整、気になる事柄を訴え出られるような支援、等
- ②いじめた子に対して
 行動改善の示唆と支援、いじめをする背景のアセスメント、友人関係の調整、陰湿な行動に変化しないよう観察、定期面談や行動改善に向けた特別な活動の計画、等
- ③いじめを見て楽しんでいた子に対して
 いじめを許さない雰囲気作り、よりよい集団づくりのための役割分担、等

【いじめの表れが消失】
 表れとしてのいじめが消失し、本人が不安なく学校生活を送れる状況

【いじめられた子の本人らしさが表出】
 いじめられた子が、自然に自分らしく活動できるようになった状況

4 重大事態への対処

いじめは絶対に許されないものであり、起きてはいけないものである。しかし、現実にはいじめはなくなっていない。浜松市は、いじめで子供が苦しむことがない社会を築くために、未然防止、早期発見、早期対応に努めていく。いじめは、深刻化するほど目に触れにくく閉ざされた世界の中で行われるため、時として、深刻な事態に及んでしまうことがある。こうした重大ないじめの事態が発生したときは、速やかに誠意ある対応を行い、再発防止に努める。

(1) 重大事態とは

国や浜松市の「いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、重大事態とは次のような場合をいう。

- ①いじめにより子供の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
 - (ア) 子供が自殺を企図した場合
 - (イ) 身体に重大な傷害を負った場合
 - (ウ) 金品等に重大な被害を被った場合
 - (エ) 精神性の疾患を発症した場合
- ②いじめが原因で子供が長期の期間、学校を欠席している疑いがあるとき。
※不登校は年間30日程度の欠席が目安となる。
- ③子供や保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

(2) 対処の流れ

学校が重大事態を感知した場合、学校の「いじめ対策委員会」を通じて直ちに浜松市教育委員会に報告し、その指示を仰ぐ。また、教育委員会を通じて市長に報告する。浜松市教育委員会は、浜松市の「いじめ防止等のための基本的な方針」に則り、速やかに「いじめ対策専門家チーム」を招集して、事実関係を明確にするための調査を開始することとなっている。浜松市の「いじめ防止等のための基本的な方針」では、学校がいじめを受けた子供や保護者に行う調査や情報提供を指示・監督し、「いじめ対策専門家チーム」の見立てや判断を子供や保護者に情報提供することとなっている。

また、市長は、必要に応じて附属機関を設けるなどして重大事態の再調査を行うことがあり、市長の権限及び責任において、当該学校への重点的な支援、生徒指導選任の教職員の配置、心理・福祉等の外部専門家の派遣、等の措置がとられる場合もある。

※詳細は、浜松市の「いじめ防止等のための基本的な方針」による